

新型コロナウイルス関連Q&A

※回答日における内容です。国からの通知等により内容が変更となる場合があります。

春日井市 介護・高齢福祉課

質問番号	項目	質問	回答	関連する通知等	回答日
1	ワクチン	通所介護利用中に、家族が送迎してワクチン接種をしたが、介護給付費はどのように算定すればよいか。	通所介護のサービス提供中に、サービスを中断のうえ、その他の行為を行うことは、基本的に想定されていません。この場合は、サービスを中断した時点で、当該回のサービスは終了したものとし、その後の通所介護を再開しても、再開後に係る介護報酬は算定できないとするのが原則です。ワクチン接種日と別の日になるよう通所介護の利用日を振り替える、等の対応をしてください。	平成15年5月30日介護報酬に係るQ&A (Vol.1) 通所サービスQ3	令和3年6月30日
2	ワクチン	医療機関でワクチンを接種し、帰宅後に、自宅で訪問介護員が様子観察を行うことは可能か。	自宅での訪問介護・看護での接種後の経過観察は、自宅で接種した場合に可能です。医療機関で接種したときは、対象外となります。	介護保険最新情報Vol.990	令和3年6月30日
3	介護認定	新型コロナウイルス感染予防のため、認定調査の延長は何回まで可能か。	回数に制限はありませんが、利用者の希望等で再度、期間延長を希望される場合は、ご相談ください。	新型コロナウイルス感染症に係る要介護認定の臨時的な取扱いについて(その4)(令和2年4月7日厚生労働省)	令和3年6月30日
4	居宅介護支援(担当者会議)	新型コロナウイルス感染拡大に伴い、サービス担当者会議はどのように実施すればよいか。	原則、感染対策を行いながら、利用者の自宅で開催します。新型コロナウイルスへの感染予防のため、利用者が自宅での担当者会議の開催を希望しない、等のやむを得ない理由がある場合は、利用者の自宅以外での開催や、電話・メール、かすがいねっと連絡帳を活用し、サービス担当者に対する照会等により意見を求めることが可能です。なお、対面開催を行わなかった理由を支援経過に記録する等、明らかにしてください。	・春日井市通知「2春介高第118号」 ・介護保険最新情報Vol.773 「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて(第3報)」 問9	令和3年6月30日
5	居宅介護支援(モニタリング)	新型コロナウイルス感染拡大に伴い、モニタリングは、どのように実施すればよいか。	原則、感染対策を行いながら、利用者の自宅を訪問します。新型コロナウイルスへの感染予防のため、利用者が自宅への訪問を希望しない等のやむを得ない理由がある場合は、利用者への電話等により、利用者の状況やサービスの実施状況の把握を行うことが可能です。なお、訪問を行わなかった理由を支援経過に記録する等、明らかにしてください。	・春日井市通知「2春介高第118号」 ・介護保険最新情報Vol.779 「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて(第4報)」 問11	令和3年6月30日
6	居宅介護支援(説明・同意・交付)	新型コロナウイルス感染拡大に伴い、直接利用者に会うことができない場合、どのように対応すればよいか。	新型コロナウイルスへの感染予防のため、利用者が介護支援専門員との対面を希望しない等のやむを得ない理由がある場合は、利用者やその家族に対して電話等で説明し、郵送により同意や交付を得る方法が考えられます。	・春日井市通知「2春介高第118号」	令和3年6月30日